



鳥取県公報

令和8年3月31日（火）
第9777号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（2件）（157・158）（統計課）・・・・・・・・・・ 2 国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（159）（医療・保険課）・・・・・・ 3 土地改良区の定款の変更の認可（9件）（160～168）（農地・水保全課）・・・・・・ 3 県道の路線の廃止（169）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 5 一般国道の区域の変更（170）（〃）・・・・・・・・・・ 5 県道の区域の変更（171）（〃）・・・・・・・・・・ 5 一般国道の供用の開始（172）（〃）・・・・・・・・・・ 8 県道の供用の開始（173）（〃）・・・・・・・・・・ 8 水防法による洪水浸水想定区域の指定等（174）（河川課）・・・・・・・・・・ 9 水防法による洪水浸水想定区域の変更（3件）（175～177）（〃）・・・・・・ 11 指定居宅サービス事業者の指定（178）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 12 指定介護予防サービス事業者の指定（179）（〃）・・・・・・ 12 土地改良区の役員の就退任（180）（中部総合事務所農林局）・・・・・・ 12 採石法による採取計画の変更認可の公表（181）（中部総合事務所県土整備局）・・・・ 13 砂利採取法による採取計画の認可の公表（182）（〃）・・・・・・ 14 指定納付受託者の指定（183）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 14
-------	--

告 示

鳥取県告示第157号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県観光客入込動態調査
- 2 調査の目的
観光客の入込数、旅行形態等を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
県内全域の観光地点の管理事業者及び行事イベントの実施事業者
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
県内観光客
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 観光地点別入込客延べ人数調査報告
観光地及び行催事・イベント別の月別観光入込客数
 - イ 観光客入込動態調査アンケート調査
居住地、性別、年齢、宿泊地、宿泊日数、旅行の目的、同行者、訪問回数、移動経路、移動手段、旅行費用及び本観光地を知ったきっかけ
 - (2) 基準となる期間
 - ア 観光地点別入込客延べ人数調査報告
令和8年1月1日から同年12月31日まで
 - イ 観光客入込動態調査アンケート調査
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告 約200事業者
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査 約4,600人
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
電子メールによる。
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
委託事業者が県内観光客へアンケート調査を行う。
- 7 報告を求める期間
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
令和8年4月1日から令和9年1月31日まで
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
令和10年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第158号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査
- 2 調査の目的
鳥取県内に訪れる外国人観光客の動向を把握し、インバウンド施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内の宿泊施設及び観光施設
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
国籍別外国人観光客及び宿泊客延べ人数
 - (2) 基準となる期間
毎月1日から末日まで
- 5 報告を求める者
県内の宿泊施設約40施設及び外国人割引を実施している観光施設約20施設
- 6 報告を求めるために用いる方法
電子メールによる。
- 7 報告を求める期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
令和10年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第159号

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）第9条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条、第22条、第23条及び第26条の規定に基づき、令和8年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定めたので、同条例第8条の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 医療費指数反映係数 0.6
- 2 一般納付金所得係数 0.8146840414081
- 3 一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 4 後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.8139371122815
- 5 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 6 介護納付金納付金所得係数 0.8361960654427
- 7 介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7
- 8 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数 0.8146840414081
- 9 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数 0.7

鳥取県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を令和8年3月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を令和8年3月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を令和8年3月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、国光土地改良区の定款の変更を令和8年3月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、香取土地改良区の定款の変更を令和8年3月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を令和8年3月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東郷土地改良区の定款の変更を令和8年3月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を令和8年3月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、仙津土地改良区の定款の変更を令和8年3月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
294	網代港大岩停車場線	網代港	大岩停車場	

鳥取県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	西伯郡南部町能竹字四十九430-1地先から同町能竹字出口255-5地先まで	変更前	6.3~38.8	140.0
		変更後	10.6~38.8	140.0
181号	日野郡江府町大字武庫字門田1073-4地先から同大字字中祖道下タ1063-1地先まで	変更前	10.1~15.1	46.0
		変更後	10.1~15.8	46.0
	日野郡江府町大字武庫字川尻931-15地先から同字932-13地先まで	変更前	11.0~14.1	40.0
		変更後	11.0~15.0	40.0
日野郡江府町大字武庫字弘法ノ上エ2168-1地先から同町大字江尾字小原ノ一1696-1地先まで	変更前	11.8~46.6	347.0	
	変更後	13.8~86.9	347.0	
431号	米子市皆生三丁目2819地先から同市皆生二丁目854-4地先まで	変更前	27.2~39.5	132.0
		変更後	31.2~43.4	132.0

鳥取県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭 八東線	八頭郡智頭町大字西野字堀田垣内46-3地先から同大字字古川上ミ1515-1地先まで	変更前	7.4~14.2	478.0
		変更後	9.6~31.7	478.0
安来伯太 日南線	日野郡日南町矢戸字大入山275-29地先から同字275-11地先まで	変更前	17.9~28.3	11.0
		変更後	19.5~69.6	11.0
鳥取鹿野 倉吉線	鳥取市高住字門塔下125-14地先から同字125-36地先まで	変更前	22.0~25.8	19.0
		変更後	17.2~20.0	19.0
	鳥取市良田字間城谷517-3地先から同市良田字野町628-2地先まで	変更前	11.8~30.3	434.0
		変更後	11.8~38.8	425.0
倉吉市大原字池ノ尾口16地先から同市大原字鳥居河原532-3地先まで	変更前	15.7~29.4	976.0	
	変更後	19.6~29.4	976.0	
赤碓大山 線	東伯郡琴浦町大字尾張字本谷西平382-3地先から同字378-1地先まで	変更前	16.2~81.0	143.0
		変更後	23.5~81.0	143.0
三朝中線	東伯郡三朝町大字中津字冥賀谷36-1地先から同大字字二軒小屋1-1地先まで	変更前	4.1~17.0	60.0
		変更後	4.6~17.0	60.0
	東伯郡三朝町大字中津字茂平成24-8地先から同字16-6地先まで	変更前	6.3~9.7	66.0
		変更後	6.5~12.2	66.0
岩美八東 線	八頭郡八頭町落岩字三山口718-1地先から同字719-1地先まで	変更前	13.1~35.6	103.0
		変更後	13.1~41.8	103.0
智頭用瀬 線	鳥取市用瀬町赤波字宮ヶ鼻西平2362-1地先から同地先まで	変更前	4.5~23.1	13.0
		変更後	5.0~23.1	13.0
鳥取河原 線	鳥取市倭文字風呂屋154-5地先から同市倭文字上ノ田259-3地先まで	変更前	6.0~18.8	433.0
		変更後	12.0~21.7	431.0
東伯野添 線	東伯郡琴浦町大字古長字堂前551-1地先から同大字字山根383-1地先まで	変更前	12.2~25.4	185.0
		変更後	16.0~42.6	185.0
倉吉江府 溝口線	日野郡江府町大字御机字ヲツキ原785-9地先から同地先まで	変更前	10.4~30.8	47.0
		変更後	15.6~41.0	47.0
横田伯南 線	日野郡日南町霞字山田平ラ1090-1地先から同地先まで	変更前	13.1~15.1	27.0
		変更後	13.1~52.5	27.0
大山口停 車場大山 線	西伯郡大山町平木字垣ノ内683-1地先から同町平木字四反田690-1地先まで	変更前	25.8~42.1	80.0
		変更後	21.9~42.1	80.0
米子丸山 線	西伯郡伯耆町須村字垣ノ内559-1地先から同町須村字出口1022地先まで	変更前	8.2~17.1	320.0
		変更後	9.4~17.8	320.0
岩美停車 場新井線	岩美郡岩美町大字浦富字長枡731-3地先から同字731-1地先まで	変更前	7.5~16.3	32.0
		変更後	16.3~16.5	32.0
国安桂木 線	鳥取市国安字東939-1地先から同市蔵田字西北口463地先まで	変更前	9.0~15.5	336.0
		変更後	11.0~17.2	336.0
小河内加 茂線	鳥取市佐治町津無字中尾山855-1地先から同地先まで	変更前	6.1~7.3	29.0
		変更後	10.6~15.8	29.0
	鳥取市佐治町津無字飯盛山853-10地先から同地先まで	変更前	5.7~6.4	9.0
		変更後	5.7~21.4	9.0
鳥取市佐治町津無字飯盛山853-10地先から同市	変更前	8.5~22.0	50.0	

	佐治町津無字ヒツノ頭882-7地先まで	変更後	8.5~22.0	50.0
	鳥取市佐治町津無字ヒツノ頭882-7地先から同地先まで	変更前	8.7~10.5	15.0
		変更後	9.5~13.2	15.0
	鳥取市佐治町津無字ヒツノ頭882-1地先から同地先まで	変更前	14.0~15.2	14.0
		変更後	14.0~19.8	14.0
	鳥取市佐治町高山字ミイノ手1070-5地先から同地先まで	変更前	18.8~21.5	20.0
		変更後	20.8~22.1	20.0
	鳥取市佐治町高山字梨子原455-2地先から同字455-1地先まで	変更前	9.9~13.4	7.0
		変更後	10.9~13.4	7.0
	鳥取市河原町神馬字河原畑409-1地先から同地先まで	変更前	6.9~15.2	15.0
		変更後	6.9~37.4	15.0
東郷羽合線	東伯郡湯梨浜町大字藤津字コフワイ1202-4地先から同大字字ナメラ1273-1地先まで	変更前	14.4~29.6	189.0
		変更後	16.1~29.6	189.0
青谷停車場井手線	鳥取市青谷町青谷字大茨4092-7地先から同市青谷町善田字土橋1-9地先まで	変更前	8.6~11.5	147.0
		変更後	8.7~12.9	147.0
河内榎原線	鳥取市河内字坂松河原1464-3地先から同地先まで	変更前	20.1~34.5	51.0
		変更後	23.1~55.3	51.0
菅沢日野線	日野郡日野町黒坂字久住谷西平ラ557-48地先から同字557-50地先まで	変更前	12.1~17.8	29.0
		変更後	13.7~19.0	29.0
河原郡家線	八頭郡八頭町福本字天王木東分49-31地先から同町福本字落岩東分2-2地先まで	変更前	9.8~13.0	522.0
		変更後	11.2~15.9	522.0
八坂鳥取停車場線	鳥取市大覚寺字井古田29-7地先から同字13-6地先まで	変更前	12.5~23.8	47.0
		変更後	15.2~26.4	47.0
	鳥取市吉成字西ノ欠224-1地先から同市吉成字中坪238-1地先まで	変更前	13.9~18.1	44.0
		変更後	16.1~18.1	44.0
若葉台東町線	鳥取市杉崎字赤石555-9地先から同市杉崎字大政473-8地先まで	変更前	9.2~20.6	359.0
		変更後	12.8~22.2	359.0
	鳥取市桜谷字大政264-1地先から同市桜谷字平田247地先まで	変更前	13.3~24.2	36.0
		変更後	15.6~26.2	36.0
	鳥取市吉方町一丁目201-3地先から同市御弓町27地先まで	変更前	10.9~16.3	95.0
変更後		10.9~20.8	95.0	

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉川上青谷線	変更前	鳥取市青谷町桑原字池尻552-11地先から同字551-2地先まで	6.5~10.7	84.0
	変更後	鳥取市青谷町桑原字西池尻795-17地先から同字796-4地先まで	8.6~34.5	84.0
麻生国府線	変更前	八頭郡八頭町福地字上津和32-3地先から同町福地字宮ノ前821地先まで	5.1~19.8	1,158.0
	変更後	八頭郡八頭町福地字上津和32-3地先から同町福地字宮ノ前821地先まで	5.1~44.4	1,158.0
		八頭郡八頭町福地字上津和36-5地先から同町福地字寺ノ前835-1地先まで	8.7~50.3	1,022.0

鳥取県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
180号	西伯郡南部町能竹字四十九430-1地先から同町能竹字出口255-5地先まで	令和8年3月31日
181号	日野郡江府町大字武庫字門田1073-4地先から同大字字中祖道下夕1063-1地先まで	〃
	日野郡江府町大字武庫字川尻931-15地先から同字932-13地先まで	〃
	日野郡江府町大字武庫字弘法ノ上エ2168-1地先から同町大字江尾字小原ノ一1696-1地先まで	〃
431号	米子市皆生三丁目2819地先から同市皆生二丁目854-4地先まで	〃

鳥取県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
安来伯太日南線	日野郡日南町矢戸字大入山275-29地先から同字275-11地先まで	令和8年3月31日
鳥取鹿野倉吉線	鳥取市高住字門塔下125-14地先から同字125-36地先まで	〃
	鳥取市良田字間城谷517-3地先から同市良田字野町628-2地先まで	〃
赤碕大山線	東伯郡琴浦町大字尾張字本谷西平382-3地先から同字378-1地先まで	〃
三朝中線	東伯郡三朝町大字中津字冥賀谷36-1地先から同大字字二軒小屋1-1地先まで	〃
	東伯郡三朝町大字中津字茂平成24-8地先から同字16-6地先まで	〃
岩美八東線	八頭郡八頭町落岩字三山口718-1地先から同字719-1地先まで	〃
智頭用瀬線	鳥取市用瀬町赤波字宮ヶ鼻西平2362-1地先から同地先まで	〃
鳥取河原線	鳥取市倭文字風呂屋154-5地先から同市倭文字上ノ田259-3地先まで	〃
東伯野添線	東伯郡琴浦町大字古長字堂前551-1地先から同大字字山根383-1地先まで	〃
倉吉江府溝口線	日野郡江府町大字御机字ヲツキ原785-9地先から同地先まで	〃

倉吉川上青谷線	鳥取市青谷町桑原字西池尻795-17地先から同字796-4地先まで	〃
横田伯南線	日野郡日南町霞字山田平ラ1090-1地先から同地先まで	〃
福永由良線	東伯郡琴浦町大字福永字前田128-1地先から同大字字喜多橋5-2地先まで	〃
国安桂木線	鳥取市国安字東939-1地先から同市蔵田字西北口463地先まで	〃
小河内加茂線	鳥取市佐治町津無字中尾山855-1地先から同地先まで	〃
	鳥取市佐治町津無字飯盛山853-10地先から同地先まで	〃
	鳥取市佐治町津無字飯盛山853-10地先から同市佐治町津無字ヒツノ頭882-7地先まで	〃
	鳥取市佐治町津無字ヒツノ頭882-7地先から同地先まで	〃
	鳥取市佐治町津無字ヒツノ頭882-1地先から同地先まで	〃
	鳥取市佐治町高山字ミノ手1070-5地先から同地先まで	〃
	鳥取市佐治町高山字梨子原455-2地先から同字455-1地先まで	〃
鳥取市河原町神馬字河原畑409-1地先から同地先まで	〃	
東郷羽合線	東伯郡湯梨浜町大字藤津字コフワイ1202-4地先から同大字字ナメラ1273-1地先まで	〃
青谷停車場井手線	鳥取市青谷町青谷字大茨4092-7地先から同市青谷町善田字土橋1-9地先まで	〃
河内楨原線	鳥取市河内字坂松河原1464-3地先から同地先まで	〃
菅沢日野線	日野郡日野町黒坂字久住谷西平ラ557-48地先から同字557-50地先まで	〃
河原郡家線	八頭郡八頭町福本字天王木東分49-31地先から同町福本字落岩東分2-2地先まで	〃
八坂鳥取停車場線	鳥取市大覚寺字井古田29-7地先から同字13-6地先まで	〃
	鳥取市吉成字西ノ欠224-1地先から同市吉成字中坪238-1地先まで	〃
若葉台東町線	鳥取市杉崎字赤石555-9地先から同市杉崎字大政473-8地先まで	〃
	鳥取市桜谷字大政264-1地先から同市桜谷字平田247地先まで	〃
	鳥取市吉方町一丁目201-3地先から同市御弓町27地先まで	〃

鳥取県告示第174号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域を指定したので、同条第4項の規定により当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

(1) 鳥取県土整備事務所が所管する一級河川千代川水系湖山川、晩稲川、三山口川、野坂川、袋川、湯所川、摩尼川、円護寺川、狐川、山白川、天神川、美歎川、高岡川、上地川、神護川、大石川、石井谷川、十王川、大路川、清水川、砂田川、有富川、砂見川、三谷川、大井手川、長瀬川、旧長瀬川、谷一木川、猪ノ子川、曳田川、小河内川、宇戸川、大智谷川、佐治川、安蔵川、北川、下味野清水川、北谷川、砂田川放水路、西ヶ谷川、香取川、洞ノ川、旧千代川、旧三谷川及び中瀬川、二級河川陸上川水系陸上川、二級河川吉田川水系吉田川、二級河川蒲生川水系蒲生川、日比野川、小田川、荒金川、瀬戸川、長谷川及び真名川、二

級河川塩見川水系塩見川、駟馳山川、箭溪川、江川及び蔵見川、二級河川溝川水系溝川、逆川及び逆川放水路、二級河川内海川水系新内海川、二級河川河内川水系河内川、河田川、末用川、水谷川、中川及び佐谷川、二級河川浜村川水系浜村川、旧永江川、勝谷川及び勝見川、二級河川永江川水系永江川並びに二級河川勝部川水系勝部川、日置川、蔵内川、山田川、八葉寺川、今西川及び露谷川

(2) 八頭県土整備事務所が所管する一級河川千代川水系八東川、私都川、前川、明辺川、大江川、見槻川、西谷川、平木谷川、新興寺谷川、小畑川、清徳川、細見川、来見野川、三倉川、春米川、糸白見川、根安川、吉川川、加地川、土師川、新見川、波多川、天木川、大屋川、真鹿野川、北股川、八河谷川、綾木谷川、白坪川及び横瀬川

(3) 鳥取県土整備事務所及び八頭県土整備事務所が所管する一級河川千代川水系千代川及び赤波川

(4) 中部総合事務所県土整備局が所管する一級河川天神川水系天神川、小鴨川、国府川、鴨川、北谷川、俣谷川、長谷川、志村川、立見川、玉川、絵下谷川、鮎川、富海川、広瀬川、岩倉川、剣見川、矢送川、滝川、黒谷川、清水川、小泉川、栗尾川、円谷川、三徳川、加茂川、小鹿川、波関川、坪谷川、加谷川、福本川、田代川及び北田川、二級河川石脇川水系石脇川、二級河川園川水系園川、二級河川原川水系原川、二級河川宇谷川水系宇谷川、二級河川橋津川水系橋津川、舎人川、東郷川、川上川、羽衣石川、埴見川、方地川、小鹿谷川及び宇坪谷川、二級河川由良川水系由良川、日和川、北条川、浅津川、円城寺川、北面川、亀谷川、西高尾川、大倉川、不入岡川、阿部川、前川、野田川、高千穂川及び北条川放水路、二級河川加勢蛇川水系加勢蛇川、二級河川御幸川水系御幸川、二級河川馬込川水系馬込川、二級河川洗川水系洗川、倉坂川及び今田川、二級河川茅町川水系茅町川、二級河川元旧川水系元旧川、二級河川八橋川水系八橋川、牛飼川、瀬戸川及び新川、二級河川本谷川水系本谷川、二級河川化粧川水系化粧川、二級河川月の輪川水系月の輪川、二級河川勝田川水系勝田川及び矢管川並びに二級河川黒川水系黒川、尾張川及び梅田川

(5) 西部総合事務所米子県土整備局が所管する一級河川日野川水系法勝寺川、小松谷川、朝鍋川、大谷川、北方川、絹屋川、山田谷川、東長田川、水貫川、大川、別所川、清山川、大江川、野上川、藤屋川、須鎌川、間地川、白水川及び鶴田川、一級河川斐伊川水系橋本川、東山川、米川、加茂川放水路及び後藤川、二級河川甲川水系甲川及び三谷川、二級河川下市川水系下市川及びくずくし川、二級河川宮川水系宮川、二級河川真子川水系真子川及び寺谷川、二級河川名和川水系名和川、東谷川及び蛇の川、二級河川阿弥陀川水系阿弥陀川、坊領川及び飯戸川、二級河川江東川水系江東川及び江東川放水路、二級河川谷川水系谷川、二級河川妻木川水系妻木川、二級河川宇田川水系宇田川、天井川及び大更川、二級河川塩川水系塩川、二級河川佐陀川水系佐陀川、精進川及び野本川、二級河川大水落川水系大水落川並びに二級河川加茂新川水系加茂新川

(6) 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局が所管する一級河川日野川水系小江尾川、船谷川、俣野川、荒田川、舟場川、板井原川、真住川、門谷川、横路川、小川尻川、天郷川、近江川、印賀川、中原川、秋原川、菅沢川、吉鱸川、宝谷川、奥栗谷川、砥波川、石見川、大原川、九塚川、白谷川、井原川、神戸川、砂田川、小原川、佐木谷川、笠木川、小濁川、木谷川、萩山川、湯河川及び野組川

(7) 西部総合事務所米子県土整備局及び日野振興センター日野県土整備局が所管する一級河川日野川水系日野川

2 洪水浸水想定区域等を表記した図面を閲覧に供する場所

(1) 1(1)に掲げる河川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び鳥取県土整備事務所

(2) 1(2)に掲げる河川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び八頭県土整備事務所

(3) 1(3)に掲げる河川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課、鳥取県土整備事務所及び八頭県土整備事務所

(4) 1(4)に掲げる河川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び中部総合事務所県土整備局

(5) 1(5)に掲げる河川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び西部総合事務所米子県土整備局

(6) 1(6)に掲げる河川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

(7) 1(7)に掲げる河川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課、西部総合事務所米子県土整備局及び日野振興センター日野県土整備局

鳥取県告示第175号

平成30年鳥取県告示第390号（水防法による洪水浸水想定区域の指定等について）で指定した洪水浸水想定区域を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第5項において準用する同条第4項の規定により当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更後の洪水浸水想定区域に係る河川の名称

一級河川千代川水系野坂川、大路川、八東川及び私都川、一級河川天神川水系三徳川、一級河川日野川水系日野川及び板井原川、一級河川斐伊川水系新加茂川及び加茂川、二級河川勝部川水系勝部川及び日置川、二級河川橋津川水系東郷池、二級河川由良川水系由良川並びに二級河川佐陀川水系佐陀川及び精進川

2 変更後の洪水浸水想定区域等を表記した図面を閲覧に供する場所

(1) 一級河川千代川水系野坂川及び大路川並びに二級河川勝部川水系勝部川及び日置川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び鳥取県土整備事務所

(2) 一級河川千代川水系八東川及び私都川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び八頭県土整備事務所

(3) 一級河川天神川水系三徳川、二級河川橋津川水系東郷池及び二級河川由良川水系由良川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び中部総合事務所県土整備局

(4) 一級河川斐伊川水系新加茂川及び加茂川並びに二級河川佐陀川水系佐陀川及び精進川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び西部総合事務所米子県土整備局

(5) 一級河川日野川水系日野川及び板井原川

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

鳥取県告示第176号

平成30年鳥取県告示第523号（水防法による洪水浸水想定区域の指定等について）で指定した洪水浸水想定区域を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第5項において準用する同条第4項の規定により当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更後の洪水浸水想定区域に係る河川の名称

一級河川日野川水系小松谷川

2 変更後の洪水浸水想定区域等を表記した図面を閲覧に供する場所

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び西部総合事務所米子県土整備局

鳥取県告示第177号

平成30年鳥取県告示第538号（水防法による洪水浸水想定区域の指定等について）で指定した洪水浸水想定区域を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第5項において準用する同条第4項の規定により当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更後の洪水浸水想定区域に係る河川の名称
二級河川蒲生川水系蒲生川及び小田川、二級河川塩見川水系塩見川並びに二級河川河内川水系河内川
- 2 変更後の洪水浸水想定区域等を表記した図面を閲覧に供する場所
鳥取県土整備部河川港湾局河川課及び鳥取県土整備事務所

鳥取県告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社B B 3	訪問看護ステーションスイッチケア	倉吉市広栄町889-9	令和8年4月1日	訪問看護

鳥取県告示第179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社B B 3	訪問看護ステーションスイッチケア	倉吉市広栄町889-9	令和8年4月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 山 脇 優 倉吉市三江168
 " 大 田 泰 弘 倉吉市大立739
 " 木 村 政 則 倉吉市服部794-1
 " 松 井 利 之 倉吉市桜452
 " 松 島 博 文 倉吉市福本125
 " 杉 本 孝 徳 倉吉市河来見575
 " 大 下 繁 樹 倉吉市福光582

- ” 佐 藤 光 明 倉吉市横田406-1
 - ” 福 井 聡 倉吉市般若298
 - ” 石 原 穰 倉吉市三江545-2
 - ” 蒔 田 力 雄 倉吉市福積334
 - ” 上 口 克 頼 倉吉市上米積394-2
 - ” 細 田 利 春 倉吉市岡95-1
 - ” 杉 本 宗 和 倉吉市上福田296
 - ” 藤 井 覚 倉吉市尾田180
 - 監 事 池 田 勇 倉吉市三江144-4
 - ” 松 本 秀 樹 倉吉市横田671
 - ” 中 江 雅 文 倉吉市上米積1129-1
- 令和8年3月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 大 下 繁 樹 倉吉市福光582
 - ” 佐 藤 光 明 倉吉市横田406-1
 - ” 山 脇 優 倉吉市三江168
 - ” 矢 田 仁 志 倉吉市三江1388
 - ” 藤 田 次 美 倉吉市福本129
 - ” 藤 井 和 章 倉吉市尾田170
 - ” 上 口 克 頼 倉吉市上米積394-2
 - ” 杉 本 宗 和 倉吉市上福田296
 - ” 石 脇 智 人 倉吉市服部803
 - ” 松 井 利 之 倉吉市桜452
 - ” 山 根 正 一 倉吉市河来見597-2
 - ” 細 田 利 春 倉吉市岡95-1
 - ” 蒔 田 力 雄 倉吉市福積334
 - ” 大 田 泰 弘 倉吉市大立739
 - ” 山 部 秀 樹 倉吉市棕波282-1
 - 監 事 松 本 秀 樹 倉吉市横田671
 - ” 門 脇 勝 倉吉市岡187-3
 - ” 秋 山 美 香 倉吉市沢谷248-9
- 令和8年3月19日就任 任期4年

鳥取県告示第181号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社呉島組 代表取締役	鳥取県倉吉市下余戸149-1	鳥取県倉吉市栗尾字箱谷南平式601-29	令和4年12月21日から 令和9年12	採石場の面積、掘削区域の	109,020平方メートル (採石場の	112,989平方メートル (採石場の	令和8年3月6日

呉島 声仁	2	外55筆	月20日	面積および採取数量の変更	面積)、67,250平方メートル(掘削区域の面積)、221,143立方メートル(採取数量)	面積)、70,360平方メートル(掘削区域の面積)、248,721立方メートル(採取数量)	
-------	---	------	------	--------------	---	---	--

鳥取県告示第182号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
株式会社エイワン商事 代表取締役 永田 英司	鳥取県東伯郡北栄町西園341-1	鳥取県東伯郡北栄町下神字東灘山1179外1筆(6,343平方メートル)	砂(30,996立方メートル)	令和8年3月10日から令和9年3月9日まで	令和8年3月10日

鳥取県告示第183号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
イオンフィナンシャルサービス株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1
- 指定年月日
令和8年3月19日
- 納付事務を行う歳入等
コンビニエンスストア等を利用して納付する地方税その他の収入